

公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、住宅所有者が相互扶助の精神に基づき拠出する負担金により住宅の再建等を支援する兵庫県住宅再建共済制度（以下「共済制度」という。）を運営し、自然災害への備えとしての仕組みとするとともに、自然災害発生時には、被災者の生活基盤の早期回復を促し、被災地域の早期再生及び活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号。以下「共済制度条例」という。）に基づく共済制度の運営の受託及びこれに附帯する事業
- (2) 共済制度の普及啓発に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、兵庫県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長（第27条に規定する理事長をいう。

以下同じ。)が作成し、理事会の承認を経て、評議員会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第10条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(保有株式の権利行使等の制限)

第11条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(特定費用準備資金)

第12条 この法人に、特定費用準備資金として、共済制度条例第6条に定める共済負担金を

原資とし、共済制度条例第 9 条に定める共済給付金に充てるための共済基金を設けるものとする。

2 前項の共済基金は、共済制度条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、特別会計を設けて経理する。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第 4 章 評議員

(評議員の定数)

第 13 条 この法人に、評議員 12 名以上 17 名以内を置く。

(評議員の構成)

第 14 条 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(評議員の選任及び解任)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員 2 名の合計 5 名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第 1 号又は第 2 号に該当する者の配偶者、3 親等内の親族又は使用人(過去に使用人となった者を含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

（評議員の任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第17条 評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第5章 評議員会

（構成）

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 22 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事及び監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 27 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「一般法人法」という。）第 194 条第 1 項の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

(報告の省略)

第 25 条 一般法人法第 195 条の要件を満たしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の運営)

第 26 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の決議により別に定める。

第6章 役員

(役員の設置)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上11名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以内を業務執行理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員の構成)

第28条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 3 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

(役員の選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 32 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 33 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 34 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、評議員会が定める理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第 35 条 この法人は、一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 113 条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

2 この法人は、前項の賠償責任について、非業務執行理事等（一般法人法第 198 条において準用する一般法人法第 115 条第 1 項に規定する非業務執行理事等をいう。以下同じ。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、金 1 万円以上であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を、非業務執行理事等と締結することができる。

第 7 章 会長、副会長及び顧問等

(会長及び副会長)

第 36 条 この法人に、会長及び副会長を置くことができる。

2 会長及び副会長は、この法人の業務の決定その他の権限を有しない。

3 会長及び副会長の選任及び解任は、理事会において決議する。

- 4 会長及び副会長は、無報酬とする。

(顧問)

第 37 条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長からの相談に応じる。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、無報酬とする。

(事務局)

第 38 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て、理事長が任免する。
- 4 その他の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第 8 章 理事会

(構成)

第 39 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 40 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第 41 条 理事会は、定時理事会として毎年度 6 月と 3 月に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 42 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 43 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 44 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 96 条の要

件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 45 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(報告の省略)

第 46 条 一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 98 条の要件を満たしたときは、理事会への報告があったものとみなす。

2 前項の規定は、第 30 条第 3 項の規定による報告については、適用しない。

(理事会の運営)

第 47 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 運営協議会及び共済制度推進会議等

(運営協議会)

第 48 条 この法人に、運営協議会を置く。

2 前項の協議会は、県民、学識経験のある者及び関係行政機関の職員をもって構成する。

3 第 1 項の協議会は、共済制度の運営に関する事項及びこの法人の運営に関する重要事項について、理事長からの諮問に応じ、意見を述べる。

4 第 1 項の協議会の委員は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

5 第 1 項の協議会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(共済制度推進会議)

第 49 条 この法人に、共済制度推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 前項の推進会議は、各種団体をもって構成する。

3 第 1 項の推進会議は、次に掲げる事項について、この法人が実施する共済制度を支援する。

(1) 共済制度の普及・啓発事業に関すること。

(2) その他共済制度の加入促進に関すること。

4 第 1 項の推進会議の委員は、団体の代表者又は団体から推薦のあった者を理事長が委嘱する。

5 第 1 項の推進会議の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(不服審査委員会)

第 50 条 この法人に、不服審査委員会を置く。

2 前項の不服審査委員会は、学識経験のある者をもって構成する。

3 第 1 項の不服審査委員会は、共済制度の給付金に係る不服申立てについて、理事長からの諮問に応じ、意見を述べる。

4 第 1 項の不服審査委員会の委員は理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

5 第1項の不服審査委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、神戸市において発行する神戸新聞に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第56条 法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施

行する。

- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
岩成 孝
岡 繁男
岡田 奈良夫
尾崎 光雄
川上 命
北野 美智子
関山 巧
堤 純次
中西 均
原 吉三
森本 洋平
山口 雄三
山田 知
吉本 知之
和久 克明
- 4 この法人の設立の登記の日に就任する理事は、次に掲げる者とする。
井戸 敏三
矢田 立郎
山田 一成
安西 修三
室崎 益輝
戎 正晴
村井 顕彦
小林 郁雄
酒井 行雄
- 5 この法人の最初の理事長は山田一成とする。
- 6 この法人の設立の登記の日に就任する監事は、次に掲げる者とする。
塚本 隆文
藪脇 直樹
- 7 法令及びこの定款の規定に反しない限り、移行登記前に規定されていたこの法人の規則その他の規程は、移行後もその効力を有するものとする。

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	金額等
兵庫県債	証書貸付 100,000,000 円

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。